

地域活動支援センターゆうとぴあ恵愛利用契約書  
〔地域生活支援事業〕

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という。）と、地域活動支援センターゆうとぴあ恵愛（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者の提供する地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）を受け、それに係る費用を事業者に支払うことについて次のとおり定め、契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 本契約は、利用者の自立促進と生活資質の向上等を図ることができるよう、事業者が利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〔障害者総合支援法（平成25年4月1日施行）（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正）以下「本法」という。〕に基づく必要な事業を適切に提供することを定めます。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、契約締結年月日より地域生活支援事業受給者証（以下「受給者証」という。）の有効年限までとします。ただし契約満了日の1ヶ月前までに利用者、または施設側から特段の申出がない場合は更に1年間自動更新し、以後同様とします。

（支援計画及び契約支給量）

第3条 事業者は、利用者の受給者証に記載された支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、支援検討会議にて支援計画書を策定します。この支援計画書は利用者の同意を得るものとし、途中適宜に意見を述べることができます。また支援計画書は定期に見直しを行います。

2. 事業者は、前項の支援計画書に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
3. 利用者は、受給者証の記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に報告するとともに、事業者の求めに応じて受給者証の提示、及び内容を確認させるものとします。

（支援サービスの内容）

第4条 事業者は、支援計画書に基づき入浴、食事、送迎（一部未実施）、生産・創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、及び社会交流の促進等の支援サービスを適切に提供します。

（利用者負担金及び実費等利用料）

第5条 利用者は前条に定める支援サービスに対して、市町村が定めた基準額（基本・加算）の1割、及び実費等利用料（光熱水費・食事提供費・日用品費等）を、事業者に直接支払うものとします。

2. 本法に基づく補助金は、事業者が市町村より直接受領します。
3. 前第一項の請求は、事業者が1月毎に計算し当該月の翌月10日に請求書を発送しますので、利用者は請求書に基づき15日から月末までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
4. 事業者は、利用者の事業利用中に設備・車輛等の故障により提供できない支援サービスが生じた場合には、利用者に対して実際に提供できた支援サービスに係る費用のみ請求します。
5. 事業者は、金額の改定を行う場合には利用者に対して予め通知・説明を行います。

(利用の変更、追加、及び中止)

第6条 利用者は、利用期日の前日午後5時30分までに事業者申し出た場合、事業の利用を変更、中止、又は契約支給量の範囲内で追加することができます。

2. 前項に定める申出時間を過ぎて利用者が利用の中止を申し出た場合、利用内容説明書に定める所定の取消料及び既に用意された材料等の実費を事業者を支払うものとします。ただし、急な疾病、事故、その他やむを得ない事由がある場合には、取消料等を免除します。
3. 事業者は、利用者から第1項の申し出があった場合で、当該利用期日の利用状況等により希望する支援サービスが提供できない時は、別に設ける期日を提示して協議を行う、又は他の提供可能な事業者の紹介に努めるものとします。

(事業者の基本姿勢)

第7条 事業者は、利用者の自立促進、生活資質の向上等が図られるよう適切な支援サービスの提供に努めます。

2. 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の提供に努めます。

(事業者の基本義務)

第8条 事業者は、事業の提供にあたり、利用者の生命、身体、所持物品の保全に努めます。(安全配慮義務)

2. 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等を含め適切な説明を行います。(説明義務)
3. 事業者は、事業の提供中に知り得た利用者及びその家族の個人情報について、正当な事由がある場合を除き第三者に開示しません。(守秘義務)
4. 事業者は、利用者又は他の利用者等の、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束等利用者の行動制限を行いません。(身体拘束禁止義務)
5. 事業者は、事業の提供に関して記録を整備して、支援サービス提供期日から5年間保管します。なお利用者は、事業所の事務所窓口業務時間内に記録の閲覧ができます。(記録整備保存義務)

(事故等の損害賠償)

第9条 事業者は、事業の提供中に事故等が発生した場合、速やかに身元引受人及び市町村に連絡し、必要な措置を講じます。

2. 事業者は、事業の提供にあたり、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合、速やかに損害を賠償します。ただし次の各号に起因して発生した損害等については、事業者の賠償責任を免責とします。
  - (1)利用者が、事業者の不実の申告を行った場合、又は隠匿した場合
  - (2)利用者が、事業者の定める事項に反した行為を行った場合
  - (3)事業者の提供した事業及び支援サービスに該当しない事項が主たる原因の場合
3. 利用者は、事業の提供を受けるに際して、利用者の故意又は重大な過失と認められる事由によって事業者(職員・設備・備品等)、又は他の利用者に損害を与えた場合、速やかに原状回復するか、又は損害を賠償するものとします。
4. 事業者は、利用者が前項に該当する場合、当該利用者の経済状況、その他諸事情等を勘案し、管理者が必要と認めた場合賠償額の減免をすることがあります。

(利用上の留意及び禁止事項)

第10条 利用者は、事業の提供を受けるにあたり次の各号の定めについて遵守します。

- (1)施設・設備・備品等は本来の用途に沿って使用すること
  - (2)事業の提供途中で外出・通院等は定められた方法で行うこと
  - (3)防災訓練等への協力を求められた場合、正当な事由がない限り協力すること
  - (4)定期提出の健康診断書について、正当な事由がない限り提供拒否をしないこと
  - (5)身体状況・利用計画・身上に関する重要事項等に変更が生じた、又は予想される場合、速やかに市町村及び事業者申し出ること
2. 利用者は、事業の提供を受けるにあたり次の各号の定めについて厳守します。
- (1)指定箇所以外での喫煙等火気の取り扱いをしないこと
  - (2)他の利用者又は職員に対する営利・政治・宗教活動をしないこと

(契約の終了事由)

第11条 本契約は、次の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1)第2条第1項に定める契約期間が満了した場合
- (2)第12条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (3)利用者が死亡した場合
- (4)利用者が本法に基づく市町村の利用決定等を受けられなくなった場合
- (5)事業所の滅失や重大な毀損により事業の提供が不可能となった場合
- (6)事業者が事業指定を取り消された場合又は事業指定を辞退した場合
- (7)事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(利用者からの中途解約)

第12条 利用者は、本契約の契約期間中、契約を解約することができます。この場合利用者は契約終了を希望する期日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2. 利用者は、医療機関に治療のため入院した場合、ただちに解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第13条 利用者は、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合、ただちに本契約を解除することができます。

- (1)事業者が、本契約に定める支援サービスを正当な事由なく実施しない場合
- (2)事業者が、第8条第1項から第5項に定める義務に違反した場合
- (3)事業者が、故意又は重大な過失により利用者の生命・身体・所持物品・信用を傷つけるなどによって本契約が継続しがたい事情が認められる場合
- (4)他の利用者が、利用者の生命・身体・所持物品・信用を傷つけた場合、又は傷つける恐れがあり、且つ事業者が適切な措置を講じない場合

(事業者からの契約解除)

第14条 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合、通告を行い本契約を解除することができます。

- (1)利用者が、支払い能力を有するにも拘らず第5条に定める負担金等料金の支払いを3ヵ月以上遅延させている場合で、且つ相当期間を定め催告及び警告したにも拘らず支払われない場合
- (2)利用者が、他の利用者、又は事業者（職員・設備・備品等）の生命・身体・所持物品・信用を傷つけるなどによって本契約を継続しがたい事情が認められ、且つその状況の改善が見込めない場合

- (3)利用者が、第10条第1項から第2項の各号に定める留意・禁止事項を繰り返し行い、且つその状況の改善が見込めず事業の提供に支障をきたす場合

(身元引受人)

第15条 利用者は、本契約を締結するにあたり身元引受人を選任し、その身元引受人は次の各号に定める事項について履行に努めるものとする。ただし、社会通念上身元引受人の選任が困難であると認められる場合は、この限りではありません。

- (1)身元引受人は、利用者を補佐して契約事項の円滑な履行に努めます
- (2)身元引受人は、利用者が医療機関へ入院する場合、又は事業の提供範囲を超えた事項について実施が必要になった場合には、事業者と協力し必要な措置を講じます
- (3)身元引受人は、本契約の終了に際し必要な手続等を利用者と連帯して行います

(苦情申立等)

第16条 利用者は、事業者が設置した苦情申出窓口に対して苦情を申し立てることができます。また、事業者が委嘱する第三者委員へ直接苦情を申し立てることもできます。

2. 利用者は、愛知県運営適正化委員会（愛知県社会福祉協議会設置）へ苦情を申し立てることができます。

(協議事項)

第17条 利用者と事業者は、本契約に定めのない事項について問題が生じた場合、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、その他関係法令の定めに従い、双方誠意をもって協議するものとします。

以上、地域活動支援センターゆうとびあ恵愛の利用契約締結を証するため本書2通を作成し、利用者（並びに身元引受人）、及び事業者は署名捺印の上双方1通を保有するものとします。

契約締結年月日 令和 年 月 日  
契約終了年月日 令和 年 月 日まで [受給者証有効年限]

私は、本契約の内容説明を受けた上で理解し、本契約を締結します。

[利用者] 現住所

氏名 ⑩  
連絡先 ① ( ) - 《名称等： 》  
② ( ) - 《名称等： 》

私は、次の事由により利用者に代わり上記署名・捺印を行いました。なお私は、利用者が本契約の締結意志があることを確認しています。

[署名代行者] 現住所

氏名 ⑩  
連絡先 ① ( ) - 《名称等： 》  
代行事由： 利用者が自署困難なため ・ その他 [ ]

私は、本契約の内容説明を受けた上で理解し、利用者が本契約の締結を行うことに同意します。

[身元引受人] 現住所

氏名 ⑩  
連絡先 ① ( ) - 《名称等： 》  
② ( ) - 《名称等： 》

私は、本契約の定めに基づき利用者に対して適正な事業を提供します。

[事業者] 所在地 愛知県津島市元寺町3丁目97番地1  
法人名 社会福祉法人 嘉祥福祉会  
事業所名 地域活動支援センターゆうとびあ恵愛  
管理者 施設長 大原好夫  
連絡先 電話 (0567) 32-5000